

令和5年

行方市農業委員会

# 第1回総会会議録

(令和5年1月25日)

令和5年1月25日 行方市農業委員会第1回総会を行方市役所北浦庁舎第1会議室において開催し、その内容は次のとおりである。

## 1 本日の会議に付した議案

議案第1号	農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請に対する転用許可について
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請に対する権利の設定、移転を伴う転用許可について
議案第4号	農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認について
議案第5号	農地パトロール（許可後の実施状況）について
議案第6号	行方市農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定について
議案第7号	農地中間管理事業の推進に関する農用地利用配分計画案の意見決定について
報告第1号	農地パトロール（利用状況調査）結果報告について
報告第2号	不動産登記法第105条第2号の仮登記情報について
報告第3号	農地法第3条第1項第13号の規定による届出書の受理について
報告第4号	農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告第5号	農地法第6条の規定による農地所有適格法人報告書の要件確認について
報告第6号	農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
報告第7号	農業委員及び農地利用最適化推進委員活動状況について

## 2 本日の出席委員

1番 矢幡幹守	2番 谷田川 栄	3番 近藤芳子
4番 茂木 孝	5番 橋本 清	6番 平塚 実
7番 横瀬忠美	8番 古渡武文	9番 内藤宏一
10番 本澤政雄	11番 風間啓次	12番 根本正義
13番 小沼正二	14番 大久保正一	15番 郡司正彦
16番 椎名 勇	17番 高塚利英	18番 根崎和枝
19番 清水 量		

### 本日の出席推進委員

1番 深澤 泉	2番 平山 正	3番 内山市也
4番 宮内正美	5番 箕輪澄子	6番 森山正一
7番 石間信一	8番 日下正之	9番 吉田正弘
10番 大原富士男	11番 横田俊信	12番 鈴木喜昭
13番 野原賢一	14番 川島隆道	15番 石田充春
16番 関口順一		

## 3 本日の欠席委員

なし

本日の欠席推進委員

なし

#### 4 議事内容

- 事務局 (開会宣言) 午後 3時00分  
ただいまより令和5年行方市農業委員会第1回総会を開会させていただきます。
- 事務局 (会長挨拶)  
総会議事日程第2、会長挨拶、高塚農業委員会会長よりご挨拶をお願いいたします。
- 会長 それでは、総会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。  
改めまして、新年明けましておめでとうございます。本年もよろしくをお願いいたします。  
本日は、大寒も過ぎまして、今日も雪で大分気温が一段と下がっております。寒さが増しております。そのような中、委員の皆様におかれましては、総会前の農地・農政部会ということで、誠にご苦労さまでございました。  
さて、新型コロナウイルスも第8波で、年末年始の感染拡大が懸念されました。現在は少し落ち着いているように思います。また、インフルエンザも感染者が増えているようですので、委員の皆様におかれましては、感染対策等をしっかり行いまして、仕事や委員会活動に邁進をしていただきたいと思います。  
今年のはうさぎ年ということで、飛躍の年になるというようなことを言われておりますが、日本が元気になればいいなと期待するところであります。  
以上で総会前の挨拶といたします。
- 事務局 ありがとうございます。
- 事務局 (経過報告)  
それでは、続きまして日程第3、経過報告に移りたいと思います。  
1月行事経過報告により説明をさせていただきます。  
1月18日、常設審議委員会、こちらにつきましては、市町村会館におきまして、諮問案件の審査を清水委員出席の下、行いました。  
1月25日、本日でございます。先ほど農地部会、農政部会をそれぞれ開催させていただきました。そして、第1回の総会ということになっております。以上でございます。
- 事務局 (議長の選出)  
それでは、続きまして、日程第4に入ります。  
議長の選出につきましては、農業委員会規則第5条第1項により高塚会長に議長としての議事進行をお願いいたします。
- 議長 (資格審査報告)  
それでは、会議に入ります。

ただいまの出席委員は19名、欠席はありませんので、定数に達しております。  
したがって、本日の総会は成立することを報告いたします。

(会期の決定)

議 長 本日の会期は本日1日としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。  
全 員 異議なし。(全員一致)  
議 長 異議なしと認め、会期は本日1日といたします。

(会議録署名人の選出)

議 長 会議録署名人を議長において次のように指名いたします。  
18根崎和枝委員 19番清水 量委員。

(書記の選出)

議 長 総会書記として、事務局、寺坂局長補佐、箕輪書記を任命いたします。

(議案の審議)

議 長 それでは、議事に入ります。

(議案第1号)

議 長 それでは、議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可につ  
ての件を議題といたします。事務局より説明願います。

事 務 局 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について、下記の  
とおり許可申請があったので提案する。令和5年1月25日提出、行方市農業委員  
会長 高塚利英。  
案件につきましては、第1項から第12項までとなっております。事務局説明につ  
きましては、事前に配付しておりますので割愛させていただきます。  
なお、第1項から第12項におきまして、農地法第3条第2項の各号に該当しない  
ため、許可要件全てを満たしていると考えます。以上です。

議 長 それでは、1項ごとに審議をいたします。  
4 1項の調査員より調査の報告を求めます。  
番 4番、茂木です。第1項の調査報告をします。  
調査には横瀬委員、石間推進委員の協力を得て調査してまいりました。  
受人は、行方市吉川在住、40歳の農業の男性です。農業経営は親子2人で、2万  
1,601平米をレンコン、ハウス野菜を年間250日営農しています。渡人は水  
戸市に事務所を持つ公益財団法人です。権利を移転する農地は田畑で2,521平  
米です。申請事由は、農業経営の規模拡大と経営の安定を図るため、区分は、売買  
による所有権の移転です。今回権利を設定しようとする土地は、自宅から300メ  
ートルのところですが、農機具もそろっており、許可相当と調査してまいりました。

		皆様のご審議、よろしく申し上げます。
議	長	調査の結果は、農機具等もそろい、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、1項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、2項、3項は関連がありますので、一括審議といたします。調査員より調査の報告を求めます。
1	9	番
		19番、清水です。2項、3項の調査報告をいたします。
		この案件の調査には、本澤、近藤両委員さんと、大原、横田両推進委員さんに協力をいただいております。
		2項、3項の譲受人は、市内成田に在住する68歳の方であります。主に水稻、ネギ等を作っておる方です。経営面積は2,080アールほど作っているということです。譲渡人は、2項、3項ともに農林振興公社ということです。申請事由は、経営の規模拡大のために売買による所有権の移転をしたいというものであります。通作距離については、2項が6キロほど、3項が7キロほどということで、農機具等も所有いたしておりますので、問題のないものというふうに調査をしております。皆様方のご審議のほどをよろしく申し上げます。
議	長	調査の結果は、農機具等もそろい、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、2項、3項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、4項の調査員より調査の報告を求めます。
1	5	番
		15番、郡司です。第4項について、調査報告いたします。
		調査は、高塚会長と野原推進委員が行いました。代わって報告いたします。
		譲受人は、市内手賀在住、70代の農業の男性の方です。譲渡人は、市内玉造甲在住、70代の農業の男性の方です。申請事由は、農業経営の拡大、拡充のためです。譲受人は、親の代よりこの畑をお借りしており、自家菜園として長年利用しています。今回、譲り受けることになったそうです。区分は、売買による所有権の移転になります。通作距離は、自宅より1キロで、玉造小学校より南西側になります。農機具等もそろっており、許可相当と調査しております。皆様のご審議、よろしく申し上げます。以上です。
議	長	調査の結果は、農機具等もそろい、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、4項は原案のとおり可決をいたします。
議	長	次に、5項の調査員より調査の報告を求めます。
9	番	9番、内藤です。それでは、第5項の調査報告をいたします。

	この案件につきましては、風間、根崎両委員、関口、石田推進委員さんと共に調査をしてまいりました。
	譲受人は、市内八木蒔に在住し、水田を中心に15.96ヘクタールほど耕作している59歳の担い手農家の男性です。譲渡人は、千葉県流山市に在住する無職71歳の男性です。申請事由については、農業経営の規模拡大、区分については、売買による所有権移転です。譲渡人は、もう地元にはいなく、耕作できなくて、これまでも譲受人に賃借していましたが、このたび、譲渡人の要望により、譲りたいということでございましたので、今回の申請となりました。現場は国道355号、羽生からちょうど霞ヶ浦に向かって堤防の入り口となります。調査内容も何ら問題もなく、許可相当と調査をしてまいりました。皆様方のご審議をよろしく願いいたします。以上です。
議	長 調査の結果は、何ら問題もないということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員 異議なし。（全員一致）
議	長 異議なしと認め、5項は原案のとおり可決いたします。
議	長 次に、6項の調査員より調査の報告を求めます。
9	番 9番、内藤です。第6項の調査報告をいたします。
	この案件につきましては、風間、根崎両委員、関口、石田推進委員さんと共に調査をしてまいりました。
	譲受人は、大洗町に在住する農業兼会社経営をしている59歳の男性です。譲渡人は、銚田市に在住する農業の男性です。申請事由については、農業経営の規模拡大、安定化を図る、区分については、売買による所有権移転です。譲渡人が大根栽培をしている譲受人に譲りたいということでございます。現場は、消防玉造出張所から北に500メートルのところで、現在は、調査のときは土壤調査をしており、ました。譲受人は、少し遠距離ですが、銚田市に農機具等を収納する倉庫を所有しており、銚田からなら30分ぐらいで影響がないということでございます。調査の結果、許可相当と調査をしてまいりました。皆様方のご審議をよろしく願いいたします。以上です。
議	長 調査の結果は、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員 異議なし。（全員一致）
議	長 異議なしと認め、6項は原案のとおり可決をいたします。
議	長 次に、7項の調査員より調査の報告を求めます。
1	2番 12番、根本です。第7項について、調査報告をいたします。
	なお、本件は、大久保委員、吉田推進委員、日下推進委員と共に調査してまいりました。
	第7項の、土地は、市内於下区の田、4,165平方メートル、畑、229平方メートルです。譲受人は市内行戸在住、35歳、農業の男性、譲渡人は、神奈川県川

		<p>崎市在住、会社員、72歳の男性です。2人はおいとおじの関係になります。区分は、贈与による所有権移転で、申請事由は、経営の規模拡大です。受人は、市内で父親と30ヘクタールでゴボウ、ジャガイモ等の大規模経営をしており、許可することに何の問題もないと調査してまいりました。皆様のご審議のほどよろしく願います。以上です。</p>
議	長	<p>調査の結果は、何ら問題もないということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。</p>
全	員	<p>異議なし。(全員一致)</p>
議	長	<p>異議なしと認め、7項は原案のとおり可決いたします。</p>
議	長	<p>次に、8項、9項は関連がありますので、一括審議といたします。 調査員より調査の報告を求めます。</p>
3	番	<p>3番、近藤でございます。8、9項は関連がございますので、一括で調査報告をいたします。 調査には、本澤、清水両委員さん、大原、横田両推進委員さんに協力をしていただきました。 この案件は、営農型太陽光発電の設定期間が満了となるため、再設定をしたいということでの申請になります。8、9項の受人は、兵庫県神戸市の太陽光発電事業を営む法人です。8項の渡人は、水戸市在住の72歳の男性の方です。9項の渡人は、市内次木在住の団体職員の女性の方です。土地は、8、9項とも次木配水場から北に300メートルほどの場所で、8項は畑1,027平米、9項は畑1,413平米のうち561平米でございます。申請事由は、営農を安定させ継続しながら太陽光パネルを設置し、区分地上権を設定するものでございます。下部の営農については、事業計画等を5条申請のほうでご説明いたします。地中部分につきましても、農地法上の一時転用の申請が合わせて提出されております。区分地上権の期間は、許可日から3年になります。区分地上権の設定については、8項、9項とも何の問題もなく、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議をよろしく願います。以上です。</p>
議	長	<p>調査の結果は、何ら問題もないということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。</p>
全	員	<p>異議なし。(全員一致)</p>
議	長	<p>異議なしと認め、8項、9項は原案のとおり可決をいたします。</p>
議	長	<p>次に、10項、11項は関連がありますので、一括審議といたします。 調査員より調査の報告を求めます。</p>
1	5	<p>番 15番、郡司です。第10項、11項は関連がございますので、一括して調査報告いたします。 この案件については、鈴木推進委員と共に調査してまいりました。 10項、11項の譲受人は、71歳で行方市荒宿に在住し、農業兼会社役員の方です。家族で水稻、露地野菜など、600アールほど営農しております。10項の譲</p>

		渡人は、66歳で同市西蓮寺に在住し、農業兼会社員の方です。11項の譲渡人は、80歳、石岡市に在住し、無職の方です。申請事由については、農業経営の規模拡大です。区分は、10項、11項とも売買による所有権の移転になります。調査の結果、問題ないものと調査してまいりました。皆様のご審議、よろしくお願ひします。以上です。
議	長	調査の結果は、何ら問題のないということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、10項、11項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、12項の調査員より調査の報告を求めます。
1	5	番
		15番、郡司です。第12項について調査の報告をいたします。
		調査は、高塚会長と野原推進委員が行いました。代わって報告いたします。
		譲受人は、市内手賀在住、70代の農業の男性の方です。譲渡人は市内西蓮寺在住の70代の農業の男性の方です。申請事由は、農業経営の拡大、拡充のためとのことです。区分は、売買による所有権移転になります。譲受人は、譲渡人より借り受けて耕作しておりますが、今回、譲り受けることになったそうです。通作距離は、自宅より300メートル、霞ヶ浦聖苑より西に300メートルくらいのところになります。農機具等もそろっており、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議、よろしくお願ひします。以上です。
		調査の結果は、農機具等もそろっており、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
議	長	異議なし。(全員一致)
全	員	異議なしと認め、12項は原案のとおり可決いたします。
		(議案第2号)
議	長	議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する転用許可についての件を議題といたします。事務局より説明願ひます。
事	務	局
		議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する転用許可について、下記のとおり許可申請があったので提案する。令和5年1月25日提出、行方市農業委員会会長 高塚利英。
		案件につきましては、第1項のみとなっております。事務局説明につきましては、事前に配付しておりますので割愛させていただきます。以上です。
議	長	それでは、1項ごとに審議をいたします。
3	番	1項の調査員より調査の報告を求めます。
		3番、近藤でございます。1項について調査報告いたします。
		調査には、本澤、清水両委員さん、大原、横田両推進委員さんに協力をさせていただきました。
		申請人は、市内次木在住の67歳の男性です。土地は、市内次木地内185平米

で、円通寺より東へ100メートルのところでございます。申請事由は、農家用倉庫、違反転用の是正となります。申請人の長男が、実家の近くに住宅を建てる計画をし、改めて調査したところ、平成7年から農業用倉庫として使用しておりました土地が農地のままであることが判明しました。本来は農地転用許可を取得すべきところ、無許可のまま今日に至っております。今後も農家用倉庫として使用するため、今回是正の申請をするものです。始末書も添付されており、農地の区分、転用目的に問題はないと考えますので、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議長 調査の結果は、何ら問題はないということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全員 異議なし。(全員一致)

議長 異議なしと認め、1項は原案のとおり可決いたします。  
(議案第3号)

議長 次に、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する権利の設定、移転を伴う転用許可についての件を議題といたします。事務局より説明願います。

事務局 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する権利の設定、移転を伴う転用許可について、下記のとおり許可申請があったので提案する。令和5年1月25日提出、行方市農業委員会長 高塚利英。

案件につきましては、第1項から第5項までとなっております。事務局説明につきましては、事前に配付しておりますので割愛させていただきます。以上です。

議長 それでは、1項ごとに審議をいたします。

1項の調査員より調査の報告を求めます。

3番 3番、近藤でございます。1項の調査報告をいたします。

調査には、本澤、清水両委員、大原、横田両推進委員さんに協力をしていただきました。

受人は、石岡市在住、34歳の男性です。渡人は、市内次木在住、67歳の男性です。2人の関係は親子になります。申請事由につきましては、自己用住宅の建築、区分は、使用賃借でございます。申請人は、現在、石岡に住んでおりますが、家族が増えて手狭になり、両親も高齢になってきたので、実家の近くに自己用住宅を建築したいということございまして。現場は、並木の円通寺より東へ100メートルのところでございます。先ほど4条、農業用倉庫が建っております土地の隣接した土地330平米を使用賃借します。隣地からの同意も得ており、必要書類としまして、事業計画書、資金借入れ等もそろっております。許可相当と調査してまいりましたので、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議長 調査の結果は、書類等もそろっており許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全員 異議なし。(全員一致)

議長 異議なしと認め、1項は原案のとおり可決いたします。

議	長	次に、2項の調査員より調査の報告を求めます。
1	1 番	11番、風間です。2項の調査報告をします。 今回の調査は、根崎、内藤両委員さん、推進委員の関口、石田委員さんと共に調査してまいりました。 譲受人は、市内芹沢地区在住、59歳、建築業の男性です。譲渡人は、市内芹沢地区在住、82歳、無職の女性です。2人の関係は、実の親子であります。申請事由は、記載のとおりで、違反転用の是正で、使用貸借権設定になります。場所は、玉造高校グラウンド道路反対側となります。必要な書類も添付されているため、許可相当と調査してまいりました。ご審議、よろしく申し上げます。以上です。
議	長	調査の結果は、必要書類等も整っており許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、2項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、3項、4項は関連がありますので、一括審議といたします。
3	番	調査員より調査の報告を求めます。 3番、近藤でございます。3項、4項は関連がございますので、一括で調査報告いたします。 調査には、本澤、清水両委員さん、大原、横田両推進委員さんに協力をしていただきました。 この案件は、先ほど3条にて説明しました案件同様、営農型発電の設定期間が満了するため、再設定をしたいということでの申請になります。さらに、前回の総会にて作物の事業計画変更により、ハウレンソウからサツマイモに変更し可決した案件になります。 3項、4項の受人は、太陽光発電事業を営む法人でございます。3項の渡人は、水戸市在住の無職の男性の方でございます。4項の渡人は、市内次木在住の団体職員の女性の方でございます。用途といたしまして、営農型太陽光発電の設備設置に係る一時転用で、賃借権設定でございます。3項の土地の所在は、市内次木、畑1,027平米のうち4.5平米でございます。4項の土地の所在は、市内次木、畑1,413平米のうち3.2平米でございます。先ほど3条申請で調査報告しました太陽光パネルの区分地上権を設定しました支柱12本、引込み支柱1本の部分の一時転用になります。事業計画については、太陽光発電設備下でのサツマイモの栽培の計画ですが、生育の状況を見ながらパネルを駆動し、日射量と影をコントロールすることにより、日射量も確保でき、収穫量も8割を見込む計画となっております。転用の期間は、許可日から3年となります。営農が行われない場合や発電事業を廃止する場合、農地に復元する復元計画書も提出されております。3項、4項とも何の問題もなく、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。
議	長	調査の結果は、何ら問題もないということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全 議	員 長	異議なし。(全員一致) 異議なしと認め、3項、4項は原案のとおり可決いたします。
議 1 3	長 番	次に、5項の調査員より調査の報告を求めます。 13番、小沼です。5項の調査報告をします。 この案件は、令和4年度に農振除外した案件でございます。 譲受人は、行方市麻生、会社役員、61歳の男性の方、譲渡人は、千葉県成田市、会社員、62歳の男性の方です。申請理由は、自家用駐車場、区分は、売買による所有権移転です。長年にわたり、自家用の駐車場を隣接に賃貸していたが、隣接所有者に相談したところ承諾を得られたことです。場所は、麻生コインランドリー付近になります。事業計画書、見積書、土地改良の意見書、残高証明書、その他関係書類も整っており、許可相当と調査をしましてまいりました。皆様のご審議、よろしくお願ひします。
議	長	調査の結果は、関係書類も整っており、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全 議	員 長	異議なし。(全員一致) 異議なしと認め、5項は原案のとおり可決いたします。
議	長	(議案第4号) 議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認についての件を議題といたします。事務局より説明を願ひます。
事 務 局	議案第4号	農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認について。下記のとおり承認申請があったので提案する。令和5年1月25日提出、行方市農業委員会 会長 高塚利英。 案件につきましては、第1項のみとなっております。事務局説明につきましては、事前に配付しておりますので、割愛させていただきます。以上です。
議 1 0	長 番	それでは、1項の調査員より調査の報告を求めます。 10番、本澤です。第1項について調査結果を報告いたします。 なお、この調査には、清水、近藤両委員さん、そして横田、大原両推進委員さんの協力の下、調査をしましてまいりました。 譲受人は、銚田市在住、土採取事業を営む男性です。譲渡人は、市内小貫在住、農業の男性です。申請理由は、山砂の販売が予定どおり進まなかったため、土採取の一時転用、令和5年1月27日から令和7年1月26日までの延長の申請です。区分としては、使用貸借権の設定であります。場所的には、玉造工業高校から北東へ1キロぐらいのところ。土採取事業に対する同意書、隣地地主の同意書、地元区長の同意書、その他関係書類も整い、許可相当と調査をしましてまいりました。皆様のご審議、よろしくお願ひいたします。
議	長	調査の結果は、関係書類も整っており、許可相当ということでした。審議をお願い

		いたします。ご異議ございませんか。
全 員 議	員 長	異議なし。（全員一致） 異議なしと認め、1項は原案のとおり可決いたします。
		(議案第5号)
議	長	議案第5号 農地パトロール（許可後の実施状況）についての件を議題といたします。事務局より説明願います。
事 務 局	議 案 第 5 号	農地パトロール（許可後の実施状況）について、下記のとおり提案する。令和5年1月25日提出、行方市農業委員長 高塚利英。 別紙のとおりということでございますが、申し訳ございませんが、農地部会のフォルダーをちょっと開いていただきまして、その中に資料のナンバー1のほうが入っておりますので、お手数でもちょっと開いていただければと思います。大丈夫ですかね。 許可後の状況調査につきましては、毎年実施させていただいている農地パトロールでございまして、実施区域につきましては管内全域、内容につきましては、令和3年4月から令和4年3月までの転用許可を受けたもので、既に工事を完了して完了届、報告のほうをいただいているものは除いてあります。農地法4条、5条、5条の中でも一時転用、あるいは農地改良、協議、それから過去に営農型太陽光の許可を受けたものを対象としております。実施時期につきましては、来月、2月6日から8日、麻生地区が6日で、北浦地区が7日、玉造地区が8日ということで予定しております。 班編成につきましては、そちらの記載したとおりですので、ご確認いただければと思います。こちらのフォルダーにしばらく載せておきますので、ご確認いただければと思います。実際見に行く場所とか、それにつきましては、その次のページ以降に地区ごとに一覧にしておりますので、併せてご確認いただければと思います。以上です。
議	長	ありがとうございました。
1 2 番	議 案 第 5 号	農地パトロールにつきましては、本日総会前に農地部会を開催し、ご審議をいただいております。ここで、根本農地部長より報告を求めます。 12番、根本です。総会前に農地部会を開催いたしまして、ただいま事務局より説明がありましたとおり、農地パトロールについて審議いたしました。 今回は、転用許可後の実施状況について確認するためのパトロールを実施いたします。日程及び担当につきましては、別紙に記載のとおりとなりますので、確認のほうよろしく願いいたします。コロナ感染が拡大してきている時期であります、安全対策を講じながら実施してまいりたいと思いますので、ご協力のほどよろしく願いいたします。以上です。
議	長	ありがとうございました。ただいまの説明に対して、ご審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全 員 議	員 長	異議なし。（全員一致）

議	長	異議なしと認め、原案のとおり実施することに決定をいたします。
		(議案第6号)
議	長	議案第6号 行方市農用地利用集積計画(農地中間管理事業)の決定についての件を議題といたします。事務局より説明願います。
事	務	議案第6号 行方市農用地利用集積計画(農地中間管理事業)の決定について、下記のとおりに決定を求められたので提案する。令和5年1月25日提出、行方市農業委員会 高塚利英。
		別紙、資料ナンバー2をご覧いただきたいと思います。
		茨城県農地中間管理機構として農地中間管理事業を実施する公益社団法人茨城県農林振興公社が中間管理権を取得する計画となります。
		2枚目、総括表でご説明いたします。
		新規設定が田28件、56筆、7万472平米。畑が2件、3筆、2,493平米。合計で30件、59筆、7万2,965平米となります。
		次のページ、農用地利用集積計画一覧表に、設定者、受ける者、土地、期間、賃借料、契約年数が記載されておりますので、ご確認くださいと思います。以上です。
議	長	それでは、審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、行方市農用地利用集積計画(農地中間管理事業)の決定については原案のとおり決定をいたします。
		(議案第7号)
議	長	議案第7号 農地中間管理事業の推進に関する農用地利用配分計画案の意見決定についての件を議題といたします。事務局より説明願います。
事	務	議案第7号 農地中間管理事業の推進に関する農用地利用配分計画案の意見決定について、下記のとおりに意見を求められたので提案する。令和5年1月25日提出、行方市農業委員会 高塚利英。
		別紙、資料ナンバー3をご覧いただきたいと思います。
		令和5年1月10日付で、行方市長より農業委員会宛てに農用地利用配分計画案に係る意見を求められております。計画案につきましては、農地中間管理事業を実施する公益社団法人茨城県農林振興公社の要請により市が公社に提出するもので、計画案が59筆、7万2,965平米となります。
		詳細につきましては、次のページ、一覧でご確認をいただきたいと思います。
		なお、議案第6号の農用地利用集積計画の公告と本配分計画案の決定は、同時施行となります。これにより、農地中間管理権を得た農地中間管理機構が農用地利用計画配分を定め、公告することによって、農地中間管理機構が受け手に農地を貸し付けるという流れになります。以上です。
議	長	それでは、審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)

議 長 異議なしと認め、農地中間管理事業の推進に関する農用地利用配分計画案の意見決定については、原案のとおり可決いたします。

(報告第1号)

議 長 次に、報告案件に入ります。  
報告第1号 農地パトロール(利用状況調査)結果報告についての件を議題といたします。事務局より説明願います。

事 務 局 報告第1号 農地パトロール(利用状況調査)結果報告について、下記のとおり報告する。令和5年1月25日提出、行方市農業委員長 高塚利英。  
こちらもちょうとお手数ですが、農地部会のフォルダーの中に資料ナンバー4のほうが入っておりますので、ちよとお開きいただければと思います。  
調査のほうは、昨年7月から8月に、一斉パトロール、それからその後、委員の皆様個別パトロールということで実施していただきまして、その利用状況調査の集計結果になります。

1枚目に、麻生地区、北浦地区、玉造地区、それから合計ということで全体の合計の集計結果がございまして、一応、参考として、田んぼのみと、あと昨年度の結果を載せております。こちらにつきましては確認いただきまして、その次のページに、ちよとこれ大字ごとになっている、ちよと小さくて見づらいですけども、大字ごとの集計結果になっています。その次のページに新規で発生した遊休農地の大字別の結果になっています。その後利用意向調査の集計表ということで、今回の利用意向調査をしました、送付しました件数と、あと回答状況を載せております。一応、1月18日、先週時点の数字になりますが、今も少しずつ来ているような状況であります、大体40%ちよと回答が来ているような状況であります。

調査結果の詳細につきましては、この後、地区の代表委員の方からご報告いただきたいと思っています。私のほうからは以上です。

議 長 ありがとうございます。  
5 番 それでは、初めに、麻生地区代表で橋本委員より報告をお願いいたします。  
5番、橋本です。農地部会の資料ナンバー4を見ていただきたいと思っています。それでは、麻生地区の農地パトロールの結果につきまして報告させていただきます。

麻生地区の一斉農地パトロールは、昨年7月15、19、20日に実施しました。AのA分類について、筆数が151、面積が15万4,035平米、AのB分類については、筆数が335筆、面積が35万1,333平米です。B分類については、筆数が768、面積が64万1,968平米です。合計1,254筆、面積が114万7,335平米です。うち農用地区域内が899筆、面積が82万143平米となります。以上が麻生地区の農地パトロールの結果です。

議 長 ありがとうございます。次に、玉造地区代表で風間農地部会長代理より説明願

- ます。
- 1 1 番 11番、風間です。それでは、玉造地区の農地パトロールの結果につきましてご報告させていただきます。
- 玉造地区の一斉農地パトロールは、7月22と26、8月2日に実施いたしました。AのA分類について、筆が132筆、面積が11万5,177平米です。AのB分類について、筆が357筆、面積が36万7,740平米です。B分類について、筆が946筆、面積が82万717平米。合計1,435筆で、面積が130万3,634平米です。うち農用地区域内が236筆、面積が30万427平米です。以上が玉造地区の農地パトロールの結果となります。以上です。
- 議長 ありがとうございます。最後に、北浦地区代表で根本農地部会長より報告をお願いいたします。
- 1 2 番 12番、根本です。委員の皆様におかれましては、7月、8月の大変お忙しい中、農地パトロールを大変ご苦勞さまでございました。それでは、北浦地区の農地パトロールの結果についてご報告させていただきます。
- 北浦地区の一斉農地パトロールは、7月19日から21日にかけて実施いたしました。AのA分類について、103筆、面積が14万9,393平方メートル、AのB分類について、238筆、面積が32万3,485平方メートルで、B分類については526筆、面積が47万4,743平方メートルです。合計867筆、面積が94万7,621平方メートル。うち農用地区域内が275筆で、面積が41万4,367平方メートルとなります。以上が北浦地区の農地パトロールの結果です。
- また、行方市全体といたしましては、AのA分類については、386筆、面積が41万8,605平方メートル、AのB分類については、930筆、面積が104万2,558平方メートルです。B分類については、2,240筆、面積が193万7,427平方メートルです。合計3,556筆で、面積が339万8,590平方メートル。うち農用地区域内が1,449筆で、面積が154万937平方メートルとなります。委員の皆様には、大変お忙しい中、ご苦勞さまでございました。今後ともよろしくご協力のほどお願いいたします。以上です。
- 議長 ありがとうございます。ただいま各地区代表委員よりご報告がございましたが、遊休農地対策は、農業委員会として非常に重要な取組の一つとなっておりますので、今後とも委員の皆様のご協力をお願い申し上げます。
- (報告第2号)
- 議長 次に、報告第2号 不動産登記法第105条第2号の仮登記情報についての件を事務局より説明願います。
- 事務局 報告第2号 不動産登記法第105条第2号の仮登記情報について、下記のとおり報告する。令和5年1月25日提出、行方市農業委員会長 高塚利英。
- 土地につきましては1項のみとなりまして、小高地内の畑1筆でとなります。仮登記年月日が令和4年12月2日、仮登記の内容としまして、平成29年4月30日売買の農地法第5条許可条件付きの所有権移転としてあります。以上です。



10日までの1か月間に報告をいただいたものにつきまして、報告いたします。  
今回は7法人から報告がありました。農地所有適格法人は、主に4つの要件があります。法人形態要件、農業の事業要件、構成員の議決権要件、役員の常時従事要件があります。今回の提出があった農地所有適格法人につきましては、この4つの要件を満たしていることを報告いたします。

続きまして、報告第6号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、下記のとおり報告する。令和5年1月25日提出、行方市農業委員会 会長 高塚利英。

こちらは合意解約により賃借権を解約した通知の一覧となります。第1項から第11項までとなっております。ご確認いただきたいと思います。

続きまして、報告第7号 農業委員及び農地利用最適化推進委員活動状況について、下記のとおり報告する。令和5年1月25日提出、行方市農業委員会 会長 高塚利英。

こちらは12月に提出いただきました農業委員及び農地利用最適化推進委員の活動記録簿を集計したものととなります。こちらもご確認いただければと思います。以上です。

議 長 それでは、以上、報告案件について審議を求めます。ご異議ございませんか。  
全 員 異議なし。(全員一致)  
議 長 異議なしと認めます。

(閉会宣告) 午後 3時57分

議 長 これにて本総会に付議されました議案の審議は全て終了しました。よって、第1回総会を閉会いたします。皆さん、ご苦労さまでございました。